

## 精神障害者保健福祉手帳の申請におけるマイナンバー等の確認のための必要書類

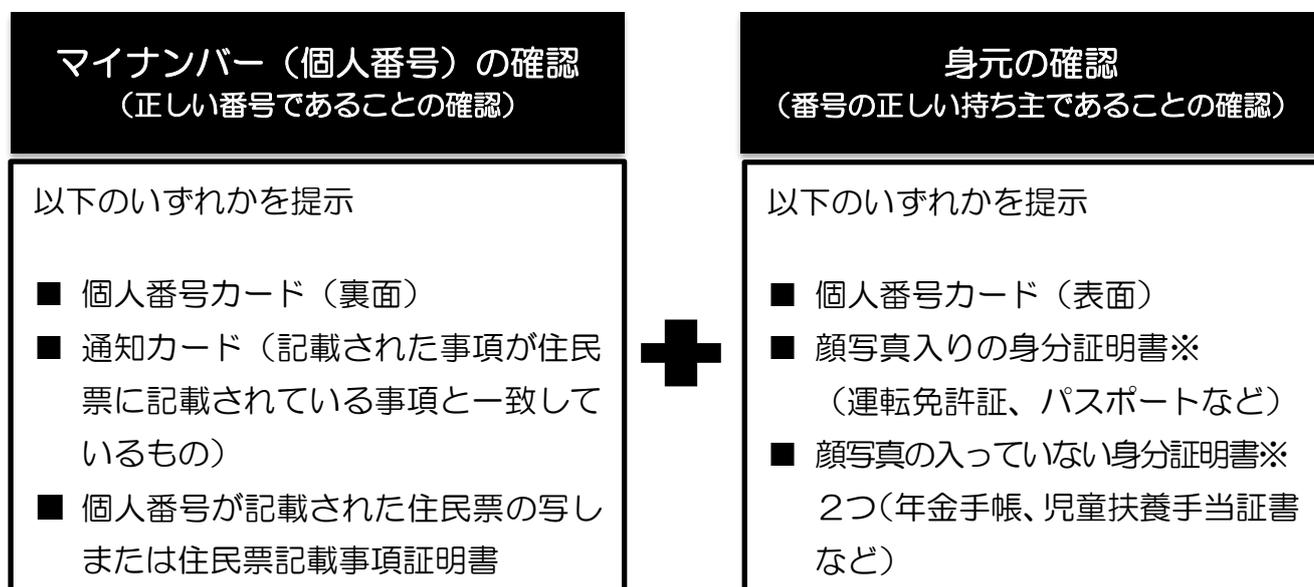
### 【マイナンバーの記入について】

新規、更新、障害等級変更、他の都道府県からの居住地変更、記載事項変更、再発行の場合、マイナンバーの記載が必要となります。

### 【マイナンバーの確認について】

書類を提出の際には、窓口において「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行いますので、以下の書類をお持ちください。なお、郵送により申請を行う場合は、各確認書類のコピーをお送りください。

### 【申請者本人が申請する場合】



### ※身分証明書となるもの

#### ■ 顔写真入りの身分証明書

（いずれも提示時において有効なもの）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真入りの学生証・社員証・資格証明書

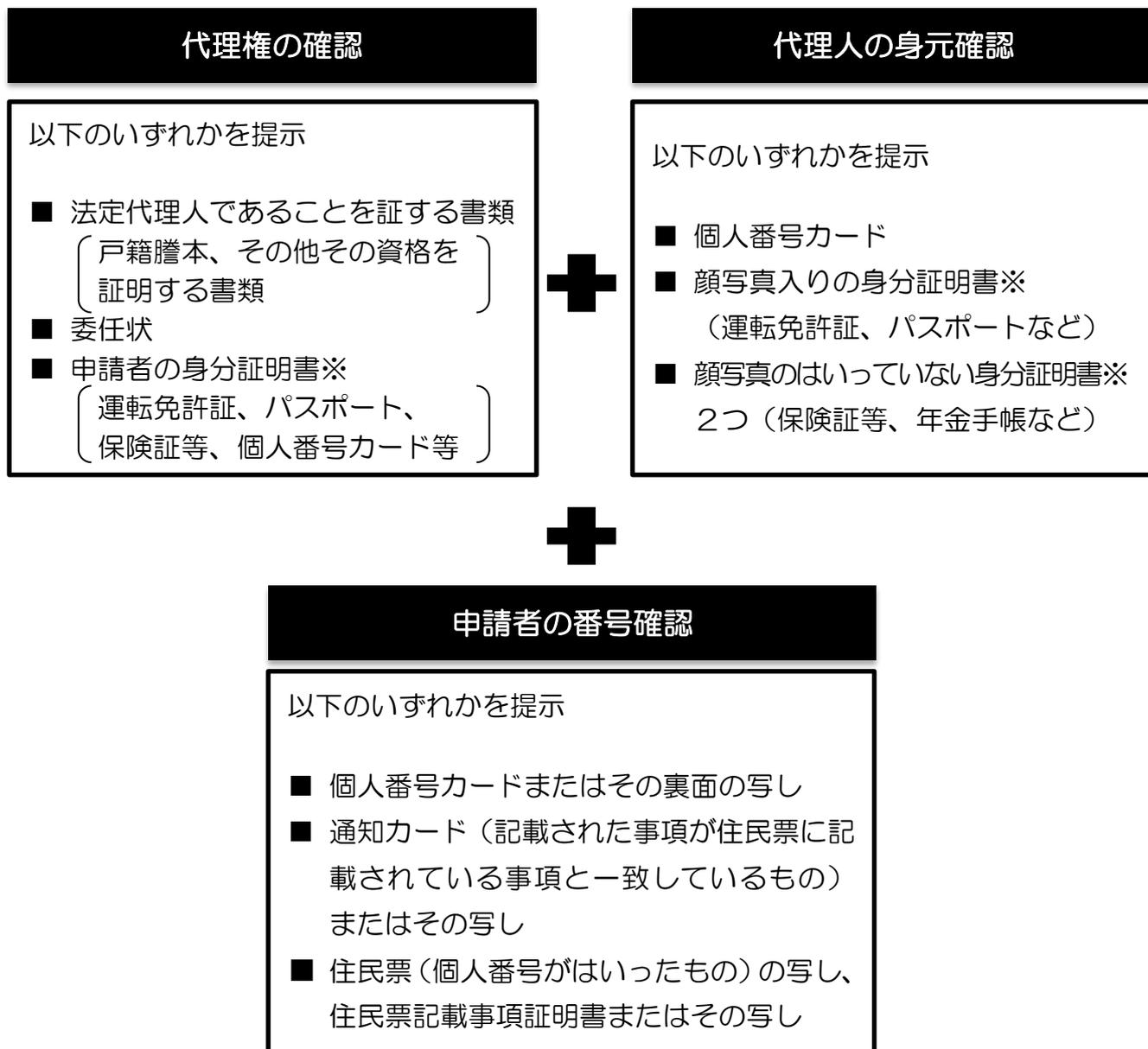
#### ■ 顔写真の入っていない身分証明書（2つ以上の提示が必要）

（いずれも提示時において有効なものまたは発行から6ヵ月以内のもの）

有効な健康保険資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真表示のない学生証・社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所の記載があるもの。）  
住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）  
印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し（謄本、抄本も可）、母子健康手帳

【申請者のご家族や施設の職員等、代理人が申請する場合】

代理人の「代理権、身元確認」と、申請者の「番号確認」を行います。



※身分証明書となるものについては、前ページを参照